

平成31年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

平成31年度予算（案）額	3兆11億円
平成30年度当初予算額	3兆75億円
差 引	▲64億円 (対前年度比率▲0.2%)

※ 復興特別会計分を含む。

社会・援護局（社会）における重点項目

1. 生活困窮者自立支援
2. 生活保護

改正法・生活保護基準見直し等の適切な実施

※改正法は平成30年6月1日成立、同月8日公布
※基準見直しは平成30年10月1日から3段階施行

<政策の基本コンセプト>

3. 地域共生

地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

4. 自殺対策

自殺総合対策大綱や座間事件再発防止策に基づいた取組の推進

5. 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づいた取組の推進

<福祉基盤（人材）>

6. 福祉・介護人材確保対策

多様な人材の活用、外国人介護人材への対応等

<福祉基盤（組織）>

7. 社会福祉法人制度

社会福祉法人制度改革の施行

I 生活困窮者の自立支援の推進

1 生活困窮者の自立支援の強化【一部新規】 438億円（432億円）

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。

<主な充実内容>

(1) 子どもの学習・生活支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、これまでの学習支援に加えて、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

(2) 居住支援の推進

一時生活支援事業について、シェルター等における衣食住等の日常生活に必要な支援に加えて、シェルター等退所者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う機能を拡充する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

(3) 就労・定着支援体制の充実

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し、障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労（就労訓練事業）について、利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。

(4) 都道府県による市町村支援の充実

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン（仮称）」の開設など、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

2 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

1. 2億円（0.6億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

(参考)【平成 30 年度 2 次補正予算 (案)】

○ 生活困窮者自立支援統計システムの改修 0.5 億円

自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、必要な改修を行う。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1 保護費負担金 2兆8,508億円(2兆8,637億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

生活保護基準については、①平成 30 年(2018 年)10 月から 3 回にわけて段階的に行う見直しの施行 2 年目に併せ、②消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し改定を行う(②の改定率は+1.9%。ただし、生活扶助本体は軽減税率を考慮して+1.4%。)(①②ともに 2019 年 10 月実施)。

※ なお、見直し後の生活扶助基準額は、年齢・世帯人員・居住地域によって影響は異なるため、個々の世帯別の影響も様々である。

2 保護施設事務費負担金 297億円(299億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

3 生活保護の適正実施【一部新規】 151億円(134億円)

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、生活習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

(参考)【平成 30 年度第 2 次補正予算 (案)】

○ 生活保護業務関係システムの改修 1.2 億円

生活保護の適正な実施を推進するため、進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情報連携のための改修など、生活保護業務関係システムの改修費用の補助を行う。

4 生活保護指導監査委託費 20億円(19億円)

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

Ⅲ 地域共生の実現に向けた地域づくり

1 包括的な支援体制の整備の推進

28億円(26億円)

改正社会福祉法（平成30年4月施行）に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

2 各分野における相談体制の充実

生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施（前掲）

3 多様な地域の支え合いの再生支援

(1) NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金） 6.1億円(6.1億円)

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPO等の民間団体が実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動に対し助成を行う。

(2) 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）

地域自殺対策強化交付金26億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的な役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

4 仕事と地域活動の両立促進【新規】

29百万円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。

Ⅳ 自殺総合対策の更なる推進

31.4億円(30.8億円)

1 地域自殺対策強化交付金

26.3億円(26億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

2 地域自殺対策推進センターへの支援等 5. 1億円（4. 8億円）

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

V 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度の利用促進の体制整備の推進【新規】 3. 5億円

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的な取組を推進する。

また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。

2 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（60億円）の内数

地域支援事業交付金1,941億円（1,988億円）の内数

地域生活支援事業費等補助金495億円（493億円）の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を実施する。

VI 福祉・介護人材確保対策の推進

29億円（13億円）

1 福祉・介護人材確保対策の推進

18億円（10億円）

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（60億円）の内数
＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進【新規】

6億円

介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する。

(3) 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動の推進

6.8億円（3.7億円）

介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催など、全国で多様な人材の確保・育成に向けたPR活動を推進する。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

5億円（6.2億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

11億円（2.7億円）

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【新規】

9.1億円

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する。

② 介護技能向上のための研修の実施

地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修を実施する。

③ 介護の日本語学習環境の整備

WEBコンテンツの開発・運用、日本語テキストの作成・配布等により、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。

④ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 0.9億円（0.8億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1. 3億円（1.1億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

(参考)【平成30年度第2次補正予算（案）】

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保 4.2億円

介護福祉士資格の取得や介護職員としての再就職を目指す者に対する修学資金等の貸付を行うための原資等の補助を行う。

Ⅶ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

303億円（280億円）

1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等

（1）保護施設等の整備（社会福祉施設等施設整備費）

**社会福祉施設等施設整備費補助金195億円の内数
（障害保健福祉部にて一括計上）**

防災・減災に関する緊急対策を含めた保護施設等の基盤整備の推進のために必要な経費を補助する。

なお、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設の防火対策を推進するため、スプリンクラーの設置等に必要な経費を補助する。

（2）隣保館等の整備

15億円（4.5億円）

防災・減災に関する緊急対策を含めた隣保館の基盤整備の推進のために必要な経費を補助する。

（参考）【平成30年度第2次補正予算（案）】

○ 隣保館の耐震化整備等に関する緊急対策 3.9億円

隣保館について、耐震改修整備、ブロック塀の改修整備の緊急対策を実施する。

2 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進

12億円（6.3億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

276億円（269億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

4 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

（1）貸付枠の確保

・資金交付額	3,168億円
・福祉貸付	2,015億円
・医療貸付	1,153億円

(2) 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ① 働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加
 - ・ 介護医療院を融資対象に追加
- ② 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - ・ 貸付利率の引き下げ

VIII その他

1 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」177億円の内数

避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く状況の変化を踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

2 熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

12億円（7.5億円）

熊本地震及び平成30年7月豪雨により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

3 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（2億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。